

介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十九号

介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則

則

(趣旨)

第一条 この規則は、介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年広島県条例第五号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(文書の交付に代わる重要事項の提供方法等)

第三条 条例第七条第一項（条例第二十二条において準用する場合を含む。）の規則で定める方法は、利用申込者又はその家族の希望に基づき、電子情報処理組織（利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機と当該利用申込者から居宅介護支援の提供の申込を受けたる者（以下この条において「申込先事業者」という。）の電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）であつて次に掲げる方法により提供する方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げる方法

イ 電磁的記録を申込先事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 申込先事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された電磁的記録を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該電磁的記録を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに電磁的記録を記録した物を交付する方法

2 利用申込者又はその家族が第四項の承諾をし、又は当該承諾をしない旨の申出をした場合には、前項第一号ロに掲げる方法による提供をしようとする申込先事業者は、その旨を

当該申込先事業者の使用に係る電子計算機に備え付けられたファイルに記録しなければならない。

3 第一項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルに記録された事項を出力することにより文書を作成することができるものでなければならぬ。

4 申込先事業者は、第一項の方法による提供をしようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を示し、当該方法による提供についての文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第一項各号に規定する方法のうち申込先事業者が使用する方法

二 ファイルへの記録の方式

5 前項の承諾を得た申込先事業者は、当該承諾を得た後であっても、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により第一項の方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、条例第七条第一項の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書を交付する方法により明示しなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助等)

第四条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、当該被保険者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定を受けていない者から指定居宅介護支援の提供の申込みを受けた場合には、当該利用申込者に係る要介護認定の申請が行われているかどうかを確認しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項の申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに同項の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、利用者の要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前までには行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第五条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第六条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について条例第十一条第一項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額その他必要と認められる事項を記載した指定居宅介護支援の提供証明書を利用者に交付しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第七条 指定居宅介護支援事業者は、次のいずれかに該当する場合には、利用者に対し、当該利用者に係る直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

ならない。

一 利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合

二 利用者が要支援認定を受けた場合

三 前二号に掲げる場合のほか、利用者からの申出があつた場合

(利用者に関する市町村への通知)

第八条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なく介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合

二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとした場合

(勤務体制の確保等)

第九条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することができるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに、介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(従業者の健康管理)

第十条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(重要事項の揭示)

第十一条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、条例第十六条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(広告)

第十二条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(会計の区分)

第十三条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第十四条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号

に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から二年間保存しなければならない。

一 条例第十三条第十三項に規定する居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
当該記録に係る対応を終了した日

二 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳 当該利用者に係る
居宅サービス計画の終了日

イ 居宅サービス計画

ロ 条例第十三条第八項に規定するアセスメントの結果の記録

ハ 条例第十三条第十項に規定するサービス担当者会議等の記録

ニ 条例第十三条第十三項の規定によるモニタリングの結果の記録

三 条例第二十条第二項に規定する苦情の内容等の記録 当該記録に係る対応を終了した
日

四 条例第二十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての
記録 当該記録に係る対応を終了した日

五 第八条の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録に係る対応を終了した日
(管理者の責務)

第十五条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者に第三条から前条までに規定する事項を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(基準該当居宅介護支援に関する基準)

第十六条 第四条から前条までの規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。